

平成 28 年  
第 11 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 11 月 29 日 (火) 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市穎娃保健センター集団指導室

3. 出席委員(32 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 6 番 東 鈴子

7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳

11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美

15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣

20 番 下永田 チサト 21 番 粟ヶ窪 和治

22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男

25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子

29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平

33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員( 3 人)

5 番 中禮 隆一 18 番 下之門 信洋 19 番 梶山 俊孝

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 71 号 南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基  
本的な構想の改正に対する意見決定について

○ 日程第 6 議案第 72 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 7 議案第 73 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定  
について

- 日程第 8 議案第 74 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 75 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問決定について
- 日程第 10 議案第 76 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 11 議案第 77 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 12 議案第 78 号 非農地証明願いについて
- 日程第 13 議案第 79 号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する証明書交付決について
- その他 14
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦  
農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平  
知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美  
川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。  
「一同 礼」  
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。5 番 中禮 委員 18 番 下之門 委員 19 番 梶山 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 32 名で、会議の定足数に達しております。  
これより平成 28 年第 11 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 147 ページをご覧くださいたいと重います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により25番 西牟田 委員、26番武田 豊子 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日11月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3ページからになります。

今回、農地法第18条第6項による通知事案は1件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんの申し入れです。解約の主導は借人主導によるもので、

理由は耕作者変更のためとなっております。地目の内訳は、畑が1筆1,458㎡で、穎娃地区であります。

続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、43件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇ほか42件の申し入れです。解約の主導は、10番から42番は借り人主導、他は貸し人主導で、解約の理由は、42番は所有権移転、ほかは耕作者変更によるものとなっております。地目ごとの内訳は、畑が62筆69,919㎡の合意解約となります。地域別では、穎娃地域41件、知覧地域2件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。尚回より再認定の案件も資料として添付してあります。

資料は、11頁～になります。今回新規認定されたのは4件です。

まず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で甘藷と露地野菜の経営を行ってきましたが、今後更なる経営の規模拡大を図ながら作物の品質向上を図り経営の安定化と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんによる農地の連担化と、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用を希望しています。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で妻と2人でお茶1haと露地野菜1.7haの経営を行ってきましたが、今後更なる経営の規模拡大を図り経営の安定化と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、経営経理の合理化、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用し農業機械の更新を希望しています。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。（資料訂正）これまで主に〇〇地域

で妻と2人でお茶6haと露地野菜2.6haの経営を行ってきましたが、近年高齢農家や兼業農家から農地の借入要請が増大したため、今後積極的に農地を受け入れ、機械等を利用し規模拡大を図り、経営の安定化と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんによる農地の連担化による農地集積や、経営経理の合理化、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用を希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に、〇〇地域でお茶10haの経営を行っていましたが今後も規模拡大、機械導入、優良品種への改良を図り経営の安定化と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんや、経営経理の合理化、生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用を希望しています。

**議 長** 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

**小原委員** 認定農業者には期限があるのですか。

**農政係長** 認定農業者は5年で更新するようになっています。

**議 長** 他に質問、ご意見はありませんか。

**委 員** 「なし」の声あり

**議 長** 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思えます。

**議 長** これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第71号 南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

**農政係長** 本日は、基本構想がどのようなものかを含めて理解していただき意見決定をするために、農政課経営体育成係長の田之脇係長に出席をお願いしてございますので、田之脇係長に提案説明をお願いしたいところでございます。

**議 長** はい、それでは委員の皆さんにお諮りします。

経営体育成係の担当係長に説明をしていただくことにご意義ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。それでは田之脇係長に提案説明をいたさせます。

田之脇係長 お疲れ様です。平成 26 年度まで、農業委員会 農政係でお世話になっておりました、田之脇です。現在、農政課経営体育成係で、担い手育成を担当しております。

本日は「議案第 7 1 号」について、私のほうから、提案理由の説明をさせていただきます。なお、説明中、県が策定した「鹿児島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」につきましては「県基本方針」、市が策定した「南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」につきましては「基本構想」と、略して説明させていただきますので、御了承ください。

別冊の資料の一枚目をご覧ください。（2）に基本構想の概要と見直しの必要性を記載しておりますので読み上げます。

（読み上げる）

裏面をお開きください。参考として、「基本構想の項目ごとの見直しポイント」を掲載しておりますので、お目通しください。

基本構想の見直し手続きにつきましては、市農林技術連絡協議会の各専門部会に諮問し、その回答と「県基本方針」をもとに見直し案を作成、市のホームページで意見募集し、県への協議に添付する意見書を今回農業委員会と J A に求めるものです。変更につきましては、左が変更後、右が変更前となっております、変更点を赤文字とアンダーラインで表記しておりますが、文言の変更・たとえば「農業生産法人」が、「農地所有適格法人」に変更など、「法令の改正」や「県基本方針」の変更に合わせておりますので、主な変更点等についてのみ、説明させていただきます。

4 ページからの「第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」ですが、中段の 3 に、担い手農家・認定農業者の目指すべき指数が記載されておりますが、所得目標 4 2 0 万円、年間労働時間 2, 0 0 0 時間につきましては、変更はいたしておりません。また、6 ページの認定新規就農者の目指すべき指標につきましても、変更はなく、認定農業者の所得目標の 4 割の 1 6 8 万円、年間労働時間 2, 0 0 0 時間のままとなっておりますが、その確保のために「青年等就農計画の認定制度を活用した経営改善を推進する」を追加しております。

7 ページからの「第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従

事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標」につきましても「県基本方針」と技連会の回答に準じて変更しております。主な変更としましては、個別経営体の営農類型ごとの10ページ中段右の、「たばこ専門型」を「たばこ複合」に変更し、「青果用さつまいも専門型」を削除しております。13ページからは、「組織経営体の指標」いわゆる「法人の指標」でございますが、14ページに「露地野菜+原料用かんしょ型」と「普通作専門（集落営農）」を追加しております。15ページからの「第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」につきましては、17ページ中段の「たばこ専門型」を削除しております。以上が、今回の主な変更点でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

**議長** 只今、農政課 田之脇経営体育成係長から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

**實代委員** 17ページですが、上から2番目の茶・複合露地野菜の所は茶樹園と加工大根しか書いてないのですが。今複合野菜は加工大根がだいぶ減少し、青首大根やキャベツが増えてきているのですが、面積としては同等の面積で宜しいのでしょうか。

**田之脇係長** この17ページ、15ページからの分ですが一番上に黒文字で書かれていますが、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする指標と書かれていますがIターン等で就農した方の指標でございまして 茶と露地野菜という事で技連の方にお諮りして代表的なものとして茶が4畝加工大根が1畝としております。キャベツとか青首が浸透しているのは確かなのですが、今回はこういう形で技連の方から示されているところです。

従って代表的な作物で記載されていると考えてください。

**議長** 15番の関連で他に作物が新しく出来ている状況なので加工大根と一括りにしないで品名を入れて修正をすることは出来ないでしょうか。

**田之脇係長** 茶業部会の方で申請していく形なので。

**實代委員** 代表作物という事なのでしかもこちらの方には露地野菜と記載されているようなので。

議 長 出来れば茶業部会にお願いして、修正をして貰えればと思いますので相談してみてください。

事務局長 寶代委員や会長が言われる通り、できれば本市の実情に合った農作物を列記できれば良いのですが、そうなると膨大な数になっていくので、今回は代表作物の加工用大根という事ですが、今後新たに出てくる作物等についても追加搭載できないか関係部会と協議しお願いしていきたいと思います。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 71 号 南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見決定については、**適当意見とすること**にご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 71 号については、**適当意見とすること**に決定いたします

議 長 次に、日程第 6 議案第 72 号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、ご説明いたします。

1 番は、**穎娃町〇〇 〇〇〇〇さん**。法人の事業内容としましては、農産物の栽培・生産・加工及び販売、及び荒茶製造等で、会社設立は平成 9 年 12 月、構成員は 4 人となっています。資本金の額は 500 万円で、今回農地の利用権設定をすることで 67,861 m<sup>2</sup>の経営面積になります。

2 番は、**穎娃町〇〇 〇〇〇〇さん**。法人の事業内容は、農産物・畜産物の生産及び販売等で、会社設立は昭和 59 年 3 月、構成員は 2 人となっています。資本金の額は 700 万円で、今回農地の利用権設定をすることで 5,152 m<sup>2</sup>の経営面積になります。

3 番は、**穎娃町〇〇 〇〇〇〇さん**。法人の事業内容は、農産物の生産・集荷・加工・販売等で、会社設立は平成 27 年 11 月、構成員は 2 人となっています。資本金の額は 300 万円で、今回農地の利用権設定をすることで 6,534 m<sup>2</sup>

の経営面積になります。

4番は、穎娃町〇〇 〇〇〇〇さん。法人の事業内容は、農産物の生産・集荷・加工・販売等で、会社設立は平成22年12月、構成員は2人となっています。資本金の額は100万円で、今回農地の利用権設定をすることで7,740㎡の経営面積になります。以上4件の申請です。

法人の事業内容、会社設立、構成員、出資額、今回利用権設定をする面積などについては、17ページの表をご覧ください。農業生産法人は「法人形態要件」「事業要件」「構成員要件」「役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、有限会社や株式会社があります。「事業要件」については法人の主たる事業が農業であることが条件ですが、農産物の生産・販売などが主な事業内容になります。「構成員要件」については4人または2人で、全員が法人の事業に常時従事する農業関係者・農地の権利提供者となっております。「役員要件」についても、役員全員が農業に従事し、かつ1人以上が農作業に従事しております。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします

**議長** 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

**今市委員** これを見ると出資額が違うのですが、ひとつは50株で500万もう一つは7,000株で700万と一株の金額は違うものなのでしょうか

**農地係長** それは、各法人の定款等で定めますので、一概には同じではないです。

**田中委員** 一覧表の3番と4番は、〇〇〇〇と、〇〇〇〇は親子なんですけれども、詳細に見ていくと、〇〇〇〇さんが代表取締役で〇〇〇〇ですね、これは二つの会社が親子で入れ替わって申請しているのですが、こういうパターンも有るんですか、まったく内容も一緒なんですけれども。

3番は代表が〇〇〇〇さんでもう一人が〇〇〇〇さん、4番は代表が〇〇〇〇さんでもう一人が〇〇〇〇さんで親子で入れ替わっているだけ、内容も全く一緒なのですがこれは何か2つの会社を持たなければならないと言うのがあったのでしょうか。

**農地係長** その辺の経緯については、私どもの所では測りかねますけれども、構成員につきましても、3番の〇〇〇〇さんの場合は実際は代表の〇〇〇〇さん、が役員で一人なんです。で〇〇〇〇さんは農地の提供者として構成委員にはいっているという事でございます。又、4番の〇〇〇〇の方は、お二人とも役員で入

っているという事で有ります。定款、並びに法人の登記簿謄本の通りでございますので、私どもとしましては、農地所有適格法人の要件は満たしていると考えます。

**田中委員**            それでは、2つの会社で農地取得が出来るという事ですね。

**農地係長**            はいそのとおりです。

**議 長**                質問、ご意見はございませんか。

**議 長**                質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第72号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

**委 員**                「異議なし」の声あり

**議 長**                異議なしと認めます。  
よって議案第72号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

**議 長**                次に、日程第7 議案第73号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

**議 長**                まず、穎娃地区の調査員の報告をお願いします。

**上野委員**            それでは、農業振興地域整備計画変更について現地調査の報告をいたします。  
審議番号1番ですが、申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は505㎡になります。申請人は現在所有する農業用倉庫が手狭になったことから、新たに倉庫1棟を建築しようとするもので、「用途区分の変更」となっております。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の〇〇にあります。詳細は29ページから31ページの地図をご覧ください。  
次に2番です。申請人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は1,000㎡になります。申請人は現在、鹿児島市〇〇に借家住まいをしており、農業従事のため実家まで毎日通っているため、父親所有の申請地を譲り受け、農家住宅を建築しようとするもので、「農用地区域からの除

外」となっております。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります  
が、詳細は 32 ページから 34 ページの地図をご覧ください。いずれの申請地も、  
農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集  
団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないもの  
と判断しました。代替地については、数ヶ所検討しましたが適当な場所がみつ  
からなかったとのことであります。これらのことから、用途区分の変更および農  
用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。なお、  
1 番については、4 条申請も提出されていますので、後ほど審議していただき  
ます。 以上です。

**議 長** 次に、知覧地区の調査員の報告をお願いします、

**宮原俊委員** 11月18日、松久保委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査を  
実施しましたので、報告いたします。28 ページ、番号3 番です。申請人は、  
知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇の畑の3, 262 m<sup>2</sup>です。  
変更理由は、抹茶及び紅茶の需要が見込まれ、その生産工場等を既存工場の隣  
接地に建設するもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」と  
なっております。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の  
西側に位置します。詳細は、議案資料の35～37 ページの地図をご覧ください。  
申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されて  
いるため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地  
についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことです。この  
ことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、や  
むを得ないものと判断しました。 現地調査の報告を終わります。ご審議方よ  
ろしくお願いたします。

**議 長** 次に、川辺地区の調査員の報告をお願いします、

**君野委員** 去る11月18日、中禮委員と事務局の4人で、関係者立ち会いのもと、農用  
地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

4 番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇  
他1 筆の畑で、428 m<sup>2</sup>です。川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にありま  
すが、詳細は 38～40 ページの地図をご覧ください。申請人は現在、借家住まいで、  
子供が成長し手狭になったため、実家近くの申請地に一般住宅を建築するため、  
農用地利用計画変更申請をするもので、「農用地区域からの除外」となってお  
ります。申請地は、農用地区域の外周部に位置しており、他の農地には耕作道

路が確保されているため、農地の集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないと判断いたしました。代替地については、いくつか検討しましたが、進入路が狭かったり、崖地に近かったりで住宅建設には向かないとの理由で、適当な土地が見つからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。なお、同時に農地法第5条許可申請も出されており、後ほど審議していただくことになっております。以上で報告を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

**議 長**                   ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

**農地係長**               それでは1番2番の補足説明をいたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については適当な土地がなかったとのことです。農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はありません。用排水路等への影響につきまして、雨水等は道路側溝等に放流します。土地改良事業について2番は畑かん事業が実施されており、南薩土地改良区からやむを得ない旨の意見書が提出される予定とのことです。これらのことから、農用地区域からの除外、用途区分の変更はやむを得ないものと判断されるところです。以上です。

**知覧分室**               28ページ、番号3番について、補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地についての検討ですが、形状及び面積的にも適当な土地がなかったとのことであります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は道路側溝へ放流します。また、土地改良事業等については、南薩土地改良区から「やむを得ない」旨の意見書が農振担当課に提出されております。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」は、やむを得ないものと判断されるところです。以上で、補足説明を終わります。

**川辺分室**               それでは補足説明を申し上げます。

代替地の検討，農地の集団化・作業効率への影響，用排水路への影響，については，現地調査委員から報告があったとおりです。土地改良事業については，実施しておりません。これらのことから，審議番号4番については，変更要件を満たしており，農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断される所です。以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今，現地調査員の報告並びに事務局から補足説明のありました案件について，審議をお願いします。

議 長 質問，ご意見はございませんか。

田中委員 3番の製茶工場ですけど、補助事業もしくは融資の見込みは有るのでしょうか。

知覧分室 12月の末ごろに決定になるという事で聞いております。

議 長 他に質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。  
議案第73号 農業振興地域整備変更計画書（案）については，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって，議案第73号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に，日程第8 議案第74号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは，農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。資料は42ページからになります。

今回の申請は、所有権移転の8件であります。譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他7件の申請であります。申請の内訳は、田が2筆で1,310㎡、畑が16筆で15,917㎡となっています。理由は、1番が自作地相互の交換、7番は親族からの受贈、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が115,000円で、畑が373,000円から780,000円で売買される予定です。地域別では、颯娃、知覧地域が4件ずつであります。法第3条第2項各号の判断については、44ページから47ページの調査書のとおりでございます。併せまして5番は、耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第74号の、所有権移転に係る、案件については申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第74号の、所有権移転に係る8件の案件については、すべて申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第9議案第75号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。

颯娃地区調査員の報告をお願いします。

上野委員 それでは、農地法第4条について現地調査の報告をいたします。

審議番号1番について、申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。内容については先ほど、農振変更計画で説明したとおりであります。申請地は平成7

年3月頃、既に倉庫が建築されており、始末書が提出されております。申請地の西側は道路に、他は畑に接しております。隣接する農地より高い位置にありますが、周囲を石積みとするため土砂流出等の恐れはありません。雨水は道路側溝へ流し込みます。日照通風等については平屋建てとしますので、影響を及ぼす恐れはありません。これらのことから、本案件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。 以上です。

**議 長** 次に、知覧地区調査員の報告をお願いします。

**宮原委員** 50ページ、審議番号2番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1,141㎡です。転用目的は、申請農地に、隣地で営んでいる太陽光発電施設を増設し、事業拡大を図るものです。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇の近くに位置します。詳細は、議案資料の53～55ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は畑に、南側は既存の太陽光発電施設用地に、他は道路に接しています。現状のまま利用し、周囲に防護柵を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は自然流下とし、日照・通風等については施設高が2m程度であり、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。審議方よろしく願いいたします。

**議 長** 次に、川辺地区調査員の報告をお願いします。

**君野委員**

審議番号3番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、申請農地は、川辺町〇〇の畑、622㎡です。川辺庁舎から〇〇に直線で〇〇の〇〇にありますが、詳細は56・57ページの地図をご覧ください。転用目的は、申請地の周囲は山林及び現況山林の畑等で、耕作条件が悪く生産性も低いため、山林として管理しようとするものですが、平成28年3月頃、一部にクヌギを植林しており始末書が提出されております。申請地の東側は雑種地・水路に、西側は山林に、他は現況山林の畑に接しています。現状のまま利用しますので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照通風等については緩衝地を設けるため特に問題はありません。このことから、転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。審議方よろしく願いいたします

**議 長** ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

## 農地係長

それでは、1番について説明をいたします。50号からになります。  
まず、立地条件について、農用区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供することから「農用地利用計画指定用途」に該当します。一般基準の資力及び信用ですが、農地法の許可を受けずに平成7年3月、既に倉庫を建築しており、今回始末書が提出されているところです。転用行為の妨げになる者について、台帳を確認したところ該当する者はありませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであります。関係行政庁の免許、許可、認可等については、農用地利用計画変更の手続き中であります。これらのことから、1番の申請については、やむを得ないと判断するところであります。以上です。

## 知覧分室

審議番号2番について、補足説明いたします。  
立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地は、隣接する既存の太陽光発電施設の増設としての利用であり、第1種農地の中で例外的に許可できる既存施設の拡張に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの発電設備認定通知書及び九州電力からの発電設備等契約申込みに対する回答書が、添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で、補足説明を終わります。

## 川辺分室

それでは補足説明を申し上げます。審議番号3番です。  
立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、必要な資金は、全額自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、農地法の許可を受けずに一部転用したことについては始末書が出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。転用行為の妨げになる者の有無について、台帳を確認したところ該当する者はなく、申請用途に遅滞なく供することも確実であると思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については特に必要ありません。このことから、転用はやむを得ないと判断す

るところでございます。

以上で補足説明を終わります。審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします  
質問、ご意見はございませんか。

小原委員 審議番号3番の〇〇の畑622㎡は平成28年3月頃、既に植林されていると有りますが、図面で行けば57㍍この隣接の〇〇は地目は畑になっていますが、現在山林になっているのかお尋ねします。

川辺分室 隣接の〇〇は現況山林になっています。尚、南側の〇〇につきましても現況山林になっています。

議長 他に質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第75号の案件については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第75号の案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。（ここで暫く休憩いたします。）

議長 （再開いたします。）次に、日程第10議案第76号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の穎娃地区分3件とその内の3番と関連があります使用貸借権設定の審議番号1番の報告をお願いします。

吉崎久委員 それでは、農地法第5条所有権移転3件と使用貸借権設定1件について現地

調査の報告をいたします。所有権移転1番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。2人は親子です。申請地は、穎娃町〇〇他1筆の畑で、申請面積は1,449㎡です。申請人は、耕作道もなく長年耕作されていない畑に太陽光発電施設を設置し、有効利用を図ろうとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります。詳細は62ページから64ページの地図をご覧ください。申請地の周囲は山林及び原野化した畑であります。現状のまま利用し、周囲は法面保護を行いますので土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、日照通風等については施設が2m程度でありますので影響を及ぼす恐れはありません。

次に2番について、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は264㎡になります。申請地は、周囲が山林、宅地で耕作道もなく、耕作条件が悪く生産性も低いことから、山林として管理しようとするものです。なお平成3年頃、譲渡人により既に植林されており、始末書が提出されております。申請地は穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります。詳細は65・66ページの地図をご覧ください。申請地の東側は宅地に、ほかは山林に接しております。隣接する農地はなく、土砂流出等、日照通風等については、特に問題はないと思われまます。所有権移転3番と使用貸借権設定の1番は、申請人、目的が同じですのでまとめて説明します。譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、所有権が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、使用貸借権が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇ほか5筆の畑で、申請面積は合わせて3,079㎡になります。申請人は肉用牛一貫経営を行う農業法人です。肥育牛90頭ほどの規模拡大を計画しており、既存施設に隣接する申請地に畜舎を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の北側にありますが、詳細は67・68ページ、91・92ページの地図をご覧ください。申請地の北側・南側は畑に、東側は道路に、西側は既存の施設に接しております。現状のまま利用しますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水、汚水等は既存の施設を利用し処理します。日照通風等については、建築高が5m程度であり、影響を及ぼす恐れはありません。

これらのことから、以上4件については、申請農地の転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

**議 長** 次に、知覧地区分3件について報告をお願いします。

**松久保委員** 59ページ、審議番号4番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、千葉県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか1筆で、畑の461㎡

と田の47㎡で、合計508㎡です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の69・70ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は宅地に、東側は道路に、南側は水路に、西側は宅地と田に接しています。現状のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、ためますを設け道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照通風等については、建築高を6m程度とするので、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、60ページ、審議番号5番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、親子です。申請農地は、知覧町〇〇、畑の499㎡です。申請人は、現在妻の実家住まいであるが、手狭になったため、申請地を父から譲り受けて一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の71・72ページの地図をご覧ください。申請地は、南側は道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用し、周囲によう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、ためますを設け道路側溝に、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照通風等については、3m程度離して建築するので、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。

譲受人が、三重県〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんほか1名です。申請農地は、知覧町〇〇ほか8筆で、畑の合計8,696㎡です。転用目的は、太陽光発電に適した申請地に、山林等と一体利用して太陽光発電施設を設置するものです。現地の場所は、知覧庁舎から南西に直線で1.1kmほどの松山集落の南側に位置します。詳細は、議案資料の73～75ページの地図をご覧ください。申請地は、計画地の東側と西側に分かれ、東側の申請地は、東側は畑と山林に、南側は畑と山林と道路に、西側は一体利用する山林に、北側は畑と山林に接しています。また西側の申請地は、東側が一体利用する山林に、ほかは道路に接しています。最高4mの盛土及び2mの切土をおこなうが、土留め及びのり面保護をし、防護柵を設けるので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、調整池を設置し、水路へ放流します

議 長

次に、川辺地区分4件について報告をお願いします。

君野委員

それでは、川辺地区の4件についてご報告いたします。

まず、審議番号7番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで、二人は親子です。申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の畑、408 m<sup>2</sup>で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は 76・77 ページの地図をご覧ください。転用目的は、譲受人は現在、借家住まいで、子供も成長し手狭になってきたことから、住居を建築しようとするものであります。申請地の北側は道路に、東側は田に、南側・西側は宅地に接しています。1.5mの盛り土を行います。よう壁を設けるため土砂流出等の恐れはなく、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し、雨水は自然流下で道路側溝に流し込む計画です。日照通風等については平屋建てとするので、影響を及ぼす恐れはありません。

次に、審議番号8番です。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、1,587 m<sup>2</sup>で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は 78～80 ページの地図をご覧ください。転用目的は、太陽光発電に適した申請地を譲り受け、発電施設を設置しようとするものであります。申請地の北側は雑種地に、東側は宅地と畑に、南側は畑に、西側は河川に接しています。0.5mの盛り土を行います。周囲は土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜桝を設け河川へ放流します。日照・通風等についても施設高は1.4m程度で、影響を及ぼす恐れはありません。

次に、61 ページ、審議番号9番です。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、1,406 m<sup>2</sup>で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の近くに位置しますが、詳細は81・82 ページの地図をご覧ください。転用目的は、譲受人の経営する〇〇が隣接地にあることから、従業員・来客用の駐車場、およびトラックの駐車場と積み下ろしスペースとして、また資材置場として利用しようとするものであります。ただし、平成27年4月から既に利用されており、始末書が提出されております。申請地の北側は道路に、他は宅地と雑種地に接しています。隣接する農地は無いことから、土砂流出、日照通風等についての問題はあります。

次に、審議番号10番です。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんほか二人です。申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の田、352 m<sup>2</sup>で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります。詳細は83～85 ページの地図をご覧ください。転用目的は、現在不耕作で今後も耕作の見込みがなく、太陽光発電に適した場所であるため施設を設置しようとするものです。申請地の東側は山林に、他は不耕作の田に

接しています。最高0.5mの盛り土、切り土行いますが、地勢からみて隣接農地への土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路へ流し込みます。日照通風等についても、設置高は1.6m程度で、影響を及ぼす恐れはありません。以上のとおり、川辺地区の所有権移転4件については、調査の結果、いずれも転用はやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

**議 長** 次に賃借権設定の知覧地区分1件について報告をお願いします。

**宮原委員** 86ページ、審議番号1番です。

借人は、知覧町〇〇の〇〇、貸人が、その代表社員を務める〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の3,745㎡のうち2,403㎡です。転用目的は、太陽光発電に適した申請地に、太陽光発電施設を設置するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の87～89ページの地図をご覧ください。申請地は、北側・東側は畑に、ほかは道路に接しています。現状のまま利用し、周囲に防護柵を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は自然流下とし、日照・通風等については施設高を2m程度とするので、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

**議 長** 次に使用貸借権設定の川辺地区分1件について報告をお願いします。

**川辺委員** 審議番号2番の借人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、川辺町〇〇〇〇〇〇さんで、二人は親子です。申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の畑、428㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は93・94ページの地図をご覧ください。転用目的は、譲受人は現在、借家住まいで、子供も成長し手狭になってきたため、実家近くの申請地に住居を建築しようとするものがあります。申請地の北側・南側は畑に、東側は道路に、西側は水路に接しています。現状のままの利用で、周囲はよう壁を設けたため土砂流出等の恐れはなく、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し、雨水は溜枿を設け道路側溝に流します。日照通風等については、建物は平屋で建築高を約3.5mとするので、他に影響を及ぼす恐れはありません。このことから、転用についてはやむを得ないと判断しました。以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長                   ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長               それでは、穎娃地域、所有権移転3件と使用貸借権設定1件について説明します。59ページからになります。まず、立地条件について、所有権移転1番・2番は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地にあることから第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、1番は金融機関からの融資で賄うとのことで添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。2番については農地法の許可を受けずに転用したことについて始末書が提出されております。転用行為の妨げになる者の有無について、台帳を確認したところ2件とも該当する者はありませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、1番は許可後の速やかな転用は確実と思われ、2番は既に転用済みであり、いずれも問題ないと思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。

次に所有権移転の3番、使用貸借権設定の1番につきまして、立地条件は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供することから「農用地利用計画指定用途」に該当します。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については、自己資金、金融機関からの融資、及び補助金で賄うとのことで添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。転用行為の妨げになる者について、台帳を確認したところ該当する者はありませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後の速やかな転用は確実と思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、農用地利用計画変更の手続き中であります。

これらのことから、穎娃地区4件の申請については、それぞれの利用目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。以上です。

知覧分室               知覧地区の所有権移転、審議番号4番から6番と賃借権設定、審議番号1番について補足説明いたします。まず、所有権移転の審議番号4番について、立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考え

ます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところではあります。

次に，審議番号5番について，立地基準ですが，申請農地は，周囲に10ha以上の集約性があり，生産性が高いため第1種農地と判断されますが，申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため，第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については全額融資でまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。

これらのことから，一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところではあります。

次に，審議番号6番について，立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集約の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については自己資金でまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの接続検討回答書が，添付されており，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところではあります。

次に，86ページ，賃借権設定の審議番号1番について，立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集約の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については全額融資でまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等については，経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が，添付されており，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，太陽光発電施設へ

の転用はやむを得ないと判断するところです。 以上で補足説明を終わります。

**川辺分室** 先ず、60 ページ、所有権移転の審議番号 7 番です。

立地基準ですが、申請農地は周囲に 10 ヘクタール以上の一団の農地が広がっていることから、第 1 種農地と判断されるところでありますが、既存の集落に接続して住宅を建築するものであり、第 1 種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については全額を金融機関からの融資で賄うとのことで、添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。

次に審議番号 8 番です。

立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、必要な資金は、自己資金と金融機関からの融資で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。

次に、審議番号 9 番です。

立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用についてですが、この案件は、譲受人と譲渡人双方の土地を交換するものであり、新たな資金は必要でないため資力については問題ありません。ただし、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。

次に審議番号 10 番です。

立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、必要な資金は、全額金融機関からの融資で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。

次に、90 ページ、使用貸借権設定の審議番号 1 番です。

立地基準ですが、申請農地は周囲に 10 ヘクタール以上の一団の農地が広がっていることから、第 1 種農地と判断されるところでありますが、50m 以内に既存の住宅が 3 戸以上あることから、第 1 種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については自己資金と金融機関からの融資で賄うとのことで、添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用につい

でも問題ないと認められます。

以上、所有権移転の7番から10番、及び使用貸借権設定の1番について、転用行為の妨げになる者がいるかどうか、台帳を確認したところ該当する者はおりませんでした。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、所有権移転の7番については既に転用済みであり、その他についても許可後の速やかな転用は確実であると思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、所有権移転の8番と10番が経済産業省の設備認定通知と九州電力の工事費負担金請求を受けており、許可に必要な要件を満たしております。使用貸借権設定1番については、先ほどご審議いただいたとおり、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外申請中であります。他の案件については特に必要ありません。このことから、川辺地区の所有権移転4件と使用貸借権設定1件については、それぞれの申請目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

**議 長** 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

**田中委員** すみません74番と75番を見比べていただければ、まず一点は上は3000分の1で下は1000分の1の図面で私の勘違いかも知れませんが下の75番の図面を見ると74番の図面の範囲が足りないような気がしております。というのは74番の斜線を引いているところの〇〇とか1・2まで掛かってきているのではと思います。というのは4mの盛土と2mの切土という事であれば下の図面と見比べれば、ナンバー4とかナンバー3とか番号を振っております、これは今斜線を振ってあるこれよりかまだ広がっているのではと思います。これで間違いがないのであれば問題は有りませんが、少し違うように思います。

それともう一点は上の図面で解ります通り真ん中に里道がありますが、これも取り込んだ形での設計書になっているのですが農業委員会の範囲をこ超えているとは思いますがこの状態での施工になりますと問題があるのではと思います。これは農業委員会の範囲ではありませんが、こういったところとの連携はどうなっているのかお尋ねします。

**知覧分室** 里道に関しては払下げ申請が出されているようです。里道分が287㎡申請地の面積に含まれています。後74と75が図面にちょっと範囲が違うのではとのご指摘ですが、〇〇というのが当初計画地に入っていたのですがそこがまだ未

相続地ということで今回この申請には入れることが出来なかったという事で省  
いています、今後相続ができた時点で追加申請するという事です。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 76 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件につ  
いては、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございま  
せんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 76 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ  
意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 77 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利  
用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明  
を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画  
の意見決定について説明いたします。95 ページからになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は鹿  
児島県地域振興公社 他 2 件であります。所有権移転の理由は、1 番は農地売  
買事業によるもの、ほかは規模拡大によるもので、地目の内訳は、畑が 4 筆で  
10,816 ㎡となっております。申請農地の取引価格については、10a あたり  
400,000 円から 600,000 円で売買される予定です。地域別では、知覧地域 3  
件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。98 ㊦から 115 ㊦です。利用権  
を設定する者は、〇〇の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける  
者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 79 件になります。設定面積は、田が 13  
筆で 6,692 ㎡、畑が 167 筆で 261,482 ㎡、合計 180 筆の 268,174 ㎡になります。  
地域別では、穎娃地域が 37 件、知覧地域が 28 件、川辺地域が 15 件、合計 80  
件で、このうち農地中間管理事業によるものが 35 件、103,807 ㎡となっており

ます。

次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。116 号 から 117 号 になります。利用権を転貸する者は、川辺町〇〇の 南九州市農業公社、利用権の転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇 さん であります。設定面積は、畑が 3 筆 3,922 m<sup>2</sup>で、川辺地域 1 件です。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。118 号 から 133 号 になります。利用権を設定する者は、〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、顛娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 34 件であります。設定面積は、田が 5 筆 7,368 m<sup>2</sup>、畑が 159 筆 291,016 m<sup>2</sup>、合計 164 筆 298,384 m<sup>2</sup>であります。地域別では、顛娃地域 30 件、知覧地域 3 件、川辺地域 2 件、合計 35 件で、このうち農地中間管理事業によるものが 22 件、227,398 m<sup>2</sup>となっております。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、使用貸借利用権設定の番号 34 番については有菌 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。  
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 77 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、使用貸借利用権設定の番号 34 番を除く案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。  
よって議案第 77 号の案件の内、所有権移転の 3 件と賃貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権の転貸の全案件、使用貸借利用権の設定の番号 34 番を除く 34 件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 77 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、有菌 委員の退室を求めます。  
(有菌 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。  
議案第 77 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、使用貸借利用権の設定の番号 34 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 77 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。有菌 委員の入室を許可いたします。  
(有菌 委員, 入室)

議 長 有菌 委員に報告いたします。議案第 77 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。(ここで暫く休憩いたします。)

議 長 (再開いたします) 次に、日程第 12 議案第 78 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まずもって、現地調査委員のご報告を求めます。  
まず、穎娃地区分について報告をお願いします。

山脇委員 それでは、非農地証明願いに係る現地調査の報告をいたします。  
1 番の申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町の畑で、769 m<sup>2</sup>になります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります。詳細は 136・137 ページの地図をご覧くださいと思います。申請地は、20 年以上耕作されておらず、物置を設置し土木用重機の置き場や駐車場と使用してきました。今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに支障はないものと判断しました。  
2 番から 5 番については、138・139 ページの地図をご覧ください。2 番の申請

人は穎娃町〇〇の 〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇ほか1筆の田で、656 m<sup>2</sup>になります。3番は知覧町〇〇のさん、申請地は穎娃町〇〇の田で、1,293 m<sup>2</sup>です。4番は穎娃町〇〇のさん、申請地は穎娃町〇〇の田で、1,777 m<sup>2</sup>です。5番は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、申請地は穎娃町〇〇ほか3筆の田で、1,903 m<sup>2</sup>になります。いずれの申請地も、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇付近にあります。周囲は山林・原野等で耕作路はなく、20年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに支障はないものと判断しました。

6番と7番は、140・141ページの地図をご覧ください。6番は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、申請地は穎娃町の畑で、1,326 m<sup>2</sup>です。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります。40年以前に杉を植林し現在に至っております。復元は困難な状況であるため、非農地とすることに支障はないと判断しました。7番は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、申請地は穎娃町ほか1筆の畑で、3,016 m<sup>2</sup>です。穎娃庁舎から北に約9kmの新牧集落付近にあります。周囲は山林・原野が混在した場所で20年以上耕作されておらず、今後も耕作の見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに支障はないものと判断しました。以上です。

**議 長**                   ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

**農地係長**               ただいま、報告がありました非農地証明の交付基準には、「農地法が適用される以前から非農地であった土地」「自然災害による災害地で農地への復旧が困難であると認められる土地」「農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域外」の土地で、原則として20年以上耕作が放棄され、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地行政上も特に支障が無いと認められる土地」があります。申請地は、農振農用地区域外ではありますが、これまで20年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難と思われ、農地行政上も特に支障が無いものと判断したところでもあります。これらのことから非農地と判断することに支障はないものと思われます。

以上でございます。

**議 長**                   只今現地調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

**今市委員**               審議番号6番で有りますが現在杉を植林して山林であると何故非農地証明をしないといけない理由がありますか。

**農地係長** これについては本来なら転用申請で処理すべき案件かとも思いますが、本人から非農地証明願で申請が上がり要件に適合していたところです。

**小原委員** 地目は非農地の場合生きるのですか。

**農地係長** 非農地証明をもらえば法務局で地目変更をすることになります。

**吉崎重委員** 現地調査で完全に非農地になる分については理解できるが太陽光の状況を見たときに一括で非農地になった時に太陽光等が出来る可能性はないのでしょうか

**農地係長** 農地法の制約はなくなります。但し他の関連法についての制約がある可能性もあります。

**議 長** 他に質問、ご意見はございませんか。

**委 員** 「なし」の声あり

**議 長** 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 78 号 非農地証明願については、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

**委 員** 「異議なし」の声あり

**議 長** ご異議なしと認めます。  
よって議案第 78 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

**議 長** 次に日程第 13 議案第 79 号 農地の競売・公売参加資格証明願に対する証明書交付決定について、事務局の説明を求めます。

**農地係長** それでは、農地の競売参加適格証明願に対する証明書の交付決定について説明いたします。申請物件は、鹿児島地方裁判所からの農地の競売で、颯娃町〇〇2,800 m<sup>2</sup>の畑になります。今回の申し出につきまして、農地法第 3 条の許可基準に基づき申出者の経営面積、耕作能力等について審査しましたが、

議案資料の「申請人の状況」欄にありますように、何れの要件も満たしている適格者であることを確認しましたので報告いたします。なお後日、鹿児島地方裁判所より入札の結果に基づき、最高価格買い受け申し出人として定められ、改めて3条申請が提出された場合において、申請内容が相違ないと確認されたときは、会長判断で処理されることとなります。以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、ご意見はございませんか。

田中委員 これは議案として出す必要があるのでしょうか、適格者を証明するのは5反歩以上の土地があれば3条で買えるわけですので、先ほど係長が言ったように3条が出てきたら会長判断で3条許可を出しますよ、これは反対ではないか。

農地係長 裁判所による競売に参加する資格の有無を判断する書類として農業委員会が交付する適格証明となります。裁判所の入札の結果申請人が落札した場合その通知書をもって3条の譲受け人判断します。よって3条の審査を省略するものです。  
あと、入札日の日程とかそのようなこともあるので事前に審査する必要があります。

吉崎重委員 申請者については5反歩だけでなく、その他の適正も審査するわけですか。

農地係長 農地法の3条と同じような内容で審査を行います。

議長 他に質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第79号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定については、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第 79 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 14 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 28 年第 11 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 25 番

---

会議録署名委員 26 番

---